

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集

事業所間で「安全相互点検」へ  
設備本質安全化を追求

K Y B相模工場

## 環境ビジネス最前線

一人K Y励行でカード作成  
作業前に一呼吸おいて安全確認  
三井造船環境エンジニアリング

## 別冊付録

職場の法令点検 安全衛生法チェック表・下  
埼玉県社会保険労務士会

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2212

2014

6

15





## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ大阪会  
ファロス社会保険労務士法人

代表社員 宮田元

第174回

自宅に忘れた設計図を取りに原付で戻る途中、転倒し骨折

### ■ 災害のあらまし ■

配管工 A は平成〇年〇月〇日金曜日の午後 11 時頃、原付バイクで走行中に急に飛び出してきた猫を避けようとした際に、バランスを崩して転倒し右足首を骨折した。当日、A の所属する配管工事を営む〇〇工業株式会社では、翌週の月曜日から始まる大型プラント工事建設の準備で深夜まで予備作業に忙しい状況だった。

今回も月曜日の早朝からすぐ出発できるように、予備作業が深夜まで及んでいた。その予備作業の過程で本来のプラント工事現場に持っていかなければいけない設計図面を自宅に置き忘れたことに気づいた A が社長の指示のもと、自ら所有の原付バイクを使って取りに帰った際の事故である。

所轄労働基準監督署に労災の申請をしたが、当初は通勤災害であるという見解で通勤災害にかかる手続きが進められた。後日、労基署からこの案件は業務災害として判断するとの連絡がきた。

### ■ 判断 ■

自宅との往復行為が社長の指示によるもの、業務に必要な設計図面を取りに行くために帰宅したという事情が勘案され業務上の判断になったものと思われる。

### ■ 解説 ■

通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいう。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、次に掲げる移動を、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動を指す。合理的な経路および方法によ

り行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされているが、移動の経路を逸脱し、または移動を中断した場合には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはならない。

そこで、労災保険法における通勤の要件をまとめると次のようになる。

1「就業に関し」とは…通勤とされるためには、移動行為が業務に就くためまたは業務を終えたことにより行われるものであることが必要で、かつ被災当日に就業することとなっていたこと、また現実に就業していたことが必要である。

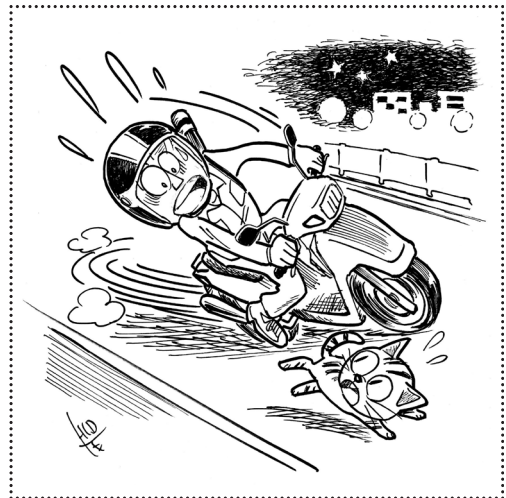
2「住居」とは…労働者が居住して日常生活の用に供している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となるところをいうが、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借り、そこから通勤している場合には、そこが住居となる。

3「就業の場所」とは…業務を開始し、または終了する場所をいう。

一般的には、会社や工場などの本来の業務を行う場所をいうが、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の用務先が業務終了の場所となる。

4「就業の場所から他の就業の場所への移動」とは…複数の異なる事業場で働く労働者については、1つ目の就業の場所での勤務が終了した後に、2つ目の就業の場所へ向かう場合の移動をいう。

5「住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動」とは…転任に伴い、転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが往復距離



(片道 60km 以上など) を考慮して困難となったため住居を移転した労働者であって、一定のやむを得ない事情より転任の直前の住居に居住している配偶者と別居することとなったものの居住間の移動をいう。

6「合理的な経路及び方法」とは…就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路および方法をいい、合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となる。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切りの車庫を経由して通る経路など、通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となる。

7「業務の性質を有するもの」とは…以上説明した 1 から 6 までの要件をみたまず往復行為であっても、その行為が業務の性質を有するものである場合には、通勤とはみなされない。

そこで、今回の案件も「自宅との往復行為が社長の指示によるもの」「業務に必要な設計図面を取りに行くために帰宅した」という事情が勘案され、業務災害の判断になったものと思われる。